

**【未熟児養育医療】 自己負担金の徴収基準額表**

納入義務者の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	加算基準月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が課税されていない世帯(A階層に属する世帯を除く。)	2,600円	260円
C	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯(A階層に属する世帯を除く。)	5,400円	540円
D1	当該年度分の	15,000円以下	7,900円
D2	市町村民税の	15,001円以上21,000円以下	10,800円
D3	課税世帯であつ	21,001円以上51,000円以下	16,200円
D4	て、その市町村	51,001円以上87,000円以下	22,400円
D5	民税所得割の	87,001円以上171,300円以下	34,800円
D6	額の区分が次の	171,301円以上252,100円以下	49,400円
D7	区分に該当する	252,101円以上342,100円以下	65,000円
D8	世帯(A階層、B	342,101円以上450,100円以下	82,400円
D9	階層及びC階層	450,101円以上579,000円以下	102,000円
D10	に属する世帯を	579,001円以上700,900円以下	123,400円
D11	除く。)	700,901円以上849,000円以下	147,000円
D12		849,001円以上1,041,000円以下	172,500円
D13		1,041,001円以上1,222,500円以下	199,900円
D14		1,222,501円以上1,423,500円以下	229,400円
D15		1,423,501円以上	養育医療の給付に 要する費用の全額 左の額の10パーセントに 相当する額(その額が 26,300円に満たない場 合は、26,300円)